



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

「確定申告」について

新年になり、最も早く始まる税務手続と言えば、所得税の還付申告です。通常、個人事業主等の確定申告は2月16日から開始されますが、サラリーマン等の還付申告に限り、期間が早く、年明けより受付が開始されています。そこで今回は、確定申告を行うことで、所得税の還付を受けることが出来る可能性がある制度の中から代表的な項目をいくつかご紹介致します。

医療費控除について

所得金額の合計額の5%又は10万円のいずれか少ない金額を超えて医療費の支払がある場合(保険金等の補填分は控除)には、超えた分を「医療費控除」として所得金額から控除することが出来ます(最高限度額200万)。通院のための交通費や、市販の風邪薬も対象になります。人間ドッグなどの健康診断の費用は対象外ですが、健康診断の結果重大な疾病が発見されて、治療を受けた場合等は対象となります。いずれも領収書が必要になります。

寄附金控除について(震災特例法含めて)

寄附を行った場合には、支出した寄附金額と総所得の40%のいずれか低い金額から2,000円を控除した金額を所得から控除することが出来ます(義援金として寄附をした場合は、総所得の80%)。

一方、被災者の支援活動に対する寄附に関しては、上述の「所得控除」の他に、税額を直接減額できる「税額控除」の選択をすることができます。税額控除できる金額は、寄附金の金額から2,000円を控除した金額の40%相当額(所得税額の25%が限度)です。

寄附金控除も領収書が必要になります。

住宅ローン控除について

住宅ローン控除を初めてお受けになられる方は、確定申告が必要となります。なお2回目以降は年末調整で完了します。住宅ローン控除の適用を受けるためには、売買契約書、物件の登記簿謄本、住民票などが必要となりますのでスムーズに確定申告を行うためにも、必要書類は早めに準備しておいて下

さい。

年金受給者について

平成24年から始まった年金所得者に係る確定申告不要制度により、年金の額が年400万円以下で、かつ、年金以外の所得金額が年20万円以下の場合は、所得税の確定申告が不要となりました。しかし還付がある方は、今まで通り確定申告しなければ還付されませんのでご注意ください。社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、雑損控除、医療費控除、寡婦(夫)控除などがある人は、確定申告をすることで税金の還付を受けられる場合があります。

おわりに

申告書を提出してから還付されるまでには、ある程度の期間を要するため、早く還付を受けるためには、出来るだけ早く申告書の提出をお願いします。また確定申告に関してご不明点、ご相談がありましたらお気軽にご相談下さい。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「緊急経済対策」に盛り込まれた 企業向け支援措置の内容

具体的な内容は？

低迷する景気の底上げのための「緊急経済対策」の内容が1月の閣議決定で明らかになり、企業向けの措置として、企業規模にかかわらず新規に雇用を増やした場合にかかる費用の一定割合について、法人税額から差し引く仕組みが創設されるとのことです(2~3年間の時限措置とされる見込み)。

この「費用」には、新規の雇入れだけでなく、既存の従業員に対する賃上げ等に要する費用も含まれることとなっています。

また、研究開発費用や設備投資費用の一定割合についても、減税対象とされています。

気になる今後の動向

制度の詳細は、1月下旬にもまとめられる予定の「税制改正大綱」において決定され、通常国会に提出された後、審議されることとなります。

なお、厚生労働省は、平成25年度税制改正における要望として、雇用促進税制の拡充を挙げていましたが、年間の新規採用者を5人以上(中小企業は2人以上)増やし、かつ雇用者数を10%以上増加させた企業に対し、増やした人数1人当たり20万円の税額控除を認める仕組みについて、1人当たり40万円に拡大する方向で検討されています。

その他の支援措置

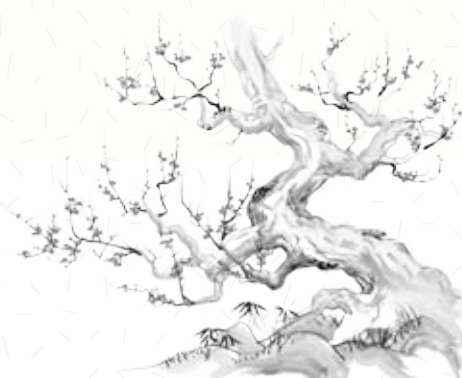
同じく2013年度以降の措置として、「中小企業金融円滑化法」(いわゆる「モラトリアム法」)が、2013年3月31日に期限切れとなり、貸し剥がし等の加速が懸念されていることを受け、金融庁は、全国の財務局に融資に関する苦情相談の専用窓口を設け、また、中小企業が求める融資条件の変更に金融機関がどれだけ応じたかを開示するよう求めることとしました。

さらに、金融機関の健全性を検査する指針「金融検査マニュアル」に融資条件変更にできるだけ応じることを明記し、金融機関が正

当な理由なく条件変更を拒否しないよう指導することとしています。

また、厚生労働省では、2012年度補正予算案に「若者・子育て支援」として2,200億円を盛り込み、失業中の若年者等を雇い入れ、職業訓練を実施した企業に月15万円(最長2年間)を支給することを検討しています。

新規採用等を検討している企業においては、こうした動きに注目し、採用と費用の発生のタイミングを検討する必要があるでしょう。





会社のトラブルQ & A

Q 持ち込まれた情報が不正入手されたものだったら？

当社は企画会社から持ち込まれた企画を採用して販売計画を進めていたところ、その企画は、企画会社が甲社から不正に入手したものとこのことで甲社から販売差止めクレームが入りました。当社はどのような立場に立たれるのでしょうか。

A 貴社の態様で異なります

営業秘密と不正競争行為

不正競争防止法2条1項4号は、窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為または不正取得行為により取得した営業秘密を使用しもしくは開示する行為を不正競争行為としています。

そして、同項5号により、上記行為が介在したことについて悪意または重過失により、営業秘密を取得する行為またはその取得した営業秘密を使用、開示する行為も不正競争行

為とされます。

また、同項8号により、不正の利益を図る、または営業秘密の保有者に損害を与える目的で営業秘密を使用・開示する行為や法的守秘義務に反する開示があったことについて、悪意または重過失で営業秘密を取得する行為またはその取得した営業秘密を使用、開示する行為も不正競争行為となります。

そして、同項5号、8号に該当する行為によって営業秘密を取得した者には、営業秘密保有者からの直接開示による取得者だけでなく、転々流通してきた営業秘密の取得者も含まれると解されています。

さらに、同項6号、9号は、営業秘密取得後に、その営業秘密に不正取得や不正開示行為があったことに悪意または重過失となった者が、営業秘密を使用し、開示する行為も不正競争行為とされます。

取引による善意取得者の利用行為

もつとも、善意無重過失で取引により営業秘密を取得した場合で、事後的に悪意となつ

た場合までも不正競争行為としてしまうと、取引の安全を害します。そこで、不正競争防止法は19条1項6号で、例外的に、「その取引によって取得した権原の範囲内」で、その営業秘密の使用を認めています。

今回のケースでは？

貴社が、企画会社が不正取得によって得たと思われる営業秘密を使って販売計画を進めているのであれば、不正取得を知りながら当該営業秘密を使用したとして、その企画の使用差止めの他、損害賠償請求や販売物の廃棄等の請求をされる可能性があります。また、刑事罰(10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科)の対象です。

一方、貴社が持ち込まれた企画を買い取る際に、それらの企画が甲社から不正に取得されたものであることについて善意無重過失であったのであれば、これを買い取った際に決められた範囲内で、販売計画を継続することが可能になる場合があります。

i お知らせ

AKGVG&Associatesとの業務提携に関するお知らせ

汐留パートナーズグループはこの度平成25年1月11日にインドの国際会計事務所であるAKGVG&Associatesとの間で、インド・日本間の顧客の相互支援について業務提携を致しました。

【所在地】307,Pearl Corporate,Mangalam Place,Sector-3,Rohini,Delhi

【代表者の氏名】Amit Kumar Garg / Vineet Gupta

【事業内容】インド法人設立業務、会計税務業務、監査業務、人事労務業務等

【URL】<http://www.akgv.com/>

新入社員マナー研修会のお知らせ(全2日 7時間/日)

平成25年4月に新入社員を対象としてセミナーを開催します。参加型のグループディスカッション形式になります。

費用：39,800円(税込)→早割[3/8までの申込]29,800円(税込)

詳細：<http://www.shiodome.co.jp/seminar/shinjin-manner201304.pdf>

新メンバーのご紹介

1月に正社員として加入したメンバーのご紹介をさせていただきます。

会計グループ/中村 徹(ナカムラ トオル)

自社やクライアント、そして経済全体が良い方向に進むよう常に考え、正しい行動をとれるよう努力します。

会計グループ/佐々木 秀(ササキ スグル)

社会人一年目ではありますが若さと道産子魂で一生涯懸命頑張ります。

2月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

1日

● 与税の申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]

10日

● 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

● 雇用保険被保険者資格取得届の提出

<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

● 労働保険一括有期事業開始届の提出

<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

18日

● 所得税の確定申告受付開始 <3月15日まで> [税務署]

28日

● じん肺健康管理実施状況報告書の提出 [労働基準監督署]

● 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

● 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

● 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

● 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)

<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com/>